



障害・発達に 心配のある お子さんへの支援

子ども一人ひとりに必要なサポートを一緒に考え、自立への第一歩を支援します。

ご相談はこちらまで

こども家庭センター (福祉課 こども家庭班内)

こどもの健康や発達についての相談を行っています。どこへ相談したら良いか分からない場合もこちらまで。

●0820-77-5508 (こども家庭センター)

福祉課 民生福祉班

心身の発達に心配のあるこどもについて、必要に応じ委託相談支援事業所等関係機関へ紹介を行っています。

●0820-77-5505 (福祉課 民生福祉班)

委託相談支援事業所

柳井圏域に4か所の委託相談支援事業所があります。障害者手帳の有無に関わらず障害のある方や、ご家族、関係機関(学校・福祉サービス事業所等)の相談を受けています。

●0820-73-5010 (たちばな園相談支援事業所/周防大島町)

●0820-52-2678 (地域生活支援センターたんぽぽ/田布施町)

●0820-22-1205 (やない地域生活支援センター/柳井市)

●0820-56-7890 (ながやす介護ステーション/平生町)

ばたあし金魚の会

毎月1回、こどもの育ちに悩みをもつ保護者が集まり、情報を共有したり、勉強会をしたりしています。

※参加希望の方はこども家庭センターへご連絡ください。

療育や通所支援について

児童発達支援

未就学の障害のあるこどもや、発達に遅れや課題のあるこどもを対象に、日常生活の基本動作や知識技術を習得するためのサポート、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

放課後等デイサービス

小学1年生から18歳までの障害のあるこどもが、放課後または夏休みなどの長期休暇に利用できるサービスです。生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を行っています。

放課後クラブ あいあい

《ふれあいかんこ楽園》

周防大島町油良 506※旧油良小学校

利用時間

【平日】13:00(授業終了後)~18:00、【長期休暇】8:30~18:00

利用料

世帯の所得に応じた負担あり※その他費用:おやつ代/1回50円、レクリエーション費用他

問い合わせ

●0820-73-0642 (周防大島町社会福祉協議会)

保育所等訪問支援

専門知識のある児童指導員や保育士が、保育園や小学校等に通う障害のある児童や施設スタッフに対し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。※2週間に1回程度の訪問

※児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援を利用するためには通所受給者証が必要です。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

手当や医療費助成について

特別児童扶養手当

精神、知的(発達障害を含む)または身体に障害を有する20歳未満の児童の保護者に手当を支給します。

金額

- ・1級…56,800円(月額)
- ・2級…37,830円(月額)
- ※令和7年4月現在

※手当には支給制限があります。詳しくは福祉課までお問合せください。

障害児福祉手当

日常生活において常に特別な介護を必要とする在宅の20歳未満の方に手当を支給します。

金額

- 16,100円(月額)
- ※令和7年4月現在

重度心身障害者医療費助成制度

身体障害者手帳1~3級、療育手帳A等をお持ちの方の入院(食事代等を除く)・通院・薬局での医療費の自己負担額を助成しています。※所得制限あり

自立支援医療制度 育成医療

18歳未満の身体に障害のある児童又は、医療を行わないと将来障害を残すと認められる児童で、確実な治療の効果が期待できる方が医療を受ける場合に給付が受けられます。

自立支援医療制度 精神通院医療

通院による精神医療を継続的に受けられる場合に給付が受けられます。

※育成医療・精神通院医療は、指定医療機関で治療を受ける必要があります。

※助成を受けるには事前に申請が必要です。詳しくは福祉課にご相談ください。

各手帳について

身体障害者手帳

身体に何らかの障害があり、日常生活を送るうえで支障をきたす場合に県から交付されます。

療育手帳

知能指数の検査等により、知的障害であると認められた場合に県から交付されます。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方に県から交付されます。

※手帳の種類や障害の程度に応じて、各種福祉サービスを利用することができます。

※必要書類は福祉課および総合支所・出張所にあります。